

V. 市街地排水浄化対策事業

① 事業の歩み

下水道の整備や排水規制等の発生源対策を中心とした水質保全の取り組みだけではなく、土地系の水質保全対策として市街地排水浄化対策事業を実施しています。平成9年10月に策定された琵琶湖水質保全対策行動計画の中で、赤野井湾地域約220ha、中間水路地域110haの市街地排水浄化対策事業を実施することとしています。

② 山寺川流域（草津地区）市街地排水浄化対策事業

平成10年度より、草津市において県内で初めての市街地排水対策事業に着手し、平成15年9月1日に供用開始しました。その概要は以下のとおりです。

主体	名称	事業認可	集水面積	施設の概要
滋賀県・草津市	市街地排水浄化対策事業 (草津・山寺川流域)	H12.3.24	80ha	導水渠、沈砂池、貯留兼沈殿池、接触酸化槽、植生浄化など

施設の完成にあたり、地域住民の方に愛着をもってもらうため、愛称を募集し、「伯母川ビオ・パーク」と名づけられました。

浄化施設に植えられている植物の管理と栽培は、地域のボランティア（伯母川ビオ・パーク運営協議会）のみなさんの力で育てていただいています。

第13回国土交通大臣賞「いきいき下水道賞」水環境創出部門受賞



▲表彰写真

事業の目的

自治体の組織や資源に最適化した流れは経済で強い流れです。これを自治体排水水と見なし、排水処理に流れ出ることが、排水処理の成果の第一歩です。この事業では、自治体の排水処理施設から流出する汚濁物質の一部を貯留することによって汚濁を抑制します。さらに上流の水質改善などを利用して浄化することにより、自治体へ流入する汚濁物質（COD、BOD、リンなど）を削減させます。

排水を貯めて処理します。

貯留兼沈降施設

自治体排水を貯めて、砂や泥等の大きな汚物を沈降させます。上流の水は排水処理施設などで浄化し、堰に流した後は自治体排水処理施設に入れた浄化センターで処理します。



貯留兼沈降施設

排水を浄化施設に取り入れます

堰で流れ出る自治体排水のうち、特に汚れている初期の排水を浄化施設に取り入れます。天ぷらごみは排水処理で取り除きます。



浄化施設

堰前や堰後に設置した堰の機能で高められます。

市街地排水浄化対策事業

自然の力とみんなの力で美しい白母川と琵琶湖を再現します。

汚植物の働きで水をきれいにします。

浮床浄化施設

上流の水は、浮床材（プラスチック製の浮床）の入った水通りに流すことで、湖底に付着している汚物をより分解されてきれいになります。



浮床浄化施設

植物の働きで水をきれいにします。

水生浄化施設

排水中の汚れが植物に吸収されて、または、少根（ゼオライトという心）の溝に付着している汚物をより分解されてきれいになります。



水生浄化施設

土の中の微生物の働きで水をきれいにします。

土壌浄化施設

排水を土（砂土）の中に通すことで、汚れが土の中の微生物により分解されてきれいになります。



土壌浄化施設

植物の管理と栽培



浄化施設に植えられている植物は、地域のボランティアのみなさん（白母川ピオ・パーク運営協議会）の方で育てていただいています。

環境学習



さまざまな浄化施設を通して、自治体排水が浄化される仕組みを学べるなど、環境学習に活用されています。

